

民主主義勢力としてのインドの台頭

小島 眞

(拓殖大学名誉教授)

はじめに

二〇二二年にインドの独立後七五周年という節目の年を迎えたが、目下、インドは経済のみならず、政治、外交の分野でも世界でのプレゼンスを大きく高めつつある。二三年に中国を抜いて世界最大の人口大国に躍り出たインドは、現在、世界主要国の中で最も高レベルの経済成長を示している。現在のペースでいけば、インドのGDPは二七年度までにはドイツ、日本を抜いて世界第三位の規模に達する見込みである。目下、インドは独立後百周年に当たる四七年までに先進国入りを果たすという目

標を掲げている。

折しもヨハネスブルクでBRICSサミットが開催中の二〇二三年八月二三日、インドの月探査ミッション「チャンドラヤーン3号」が探査機を伴って月面の南極付近に着陸に成功したとのニュースが駆け巡った。月面着陸に成功した国としてインドは米国、ロシア、中国に次ぐ世界四番目であり、さらに南極付近への着陸成功は世界初の快挙であり、インドの科学技術の高さを国内外に示す絶好の機会ともなった。

二〇〇年近くに及ぶイギリスによる植民地支配という苦い体験を経て、ようやく独立を達成したインドにとって、議会制民主主義のルールと並んで、一国の独立と主

権は妥協の余地のない国家原則である。インドの対外政策は冷戦時代には非同盟外交として展開された。やがて冷戦体制の崩壊に伴い、さらには対外志向型の経済改革が導入される中で、インドの対外政策は戦略的自律、全方位外交として展開されるようになった。

二〇二三年九月、G 20サミットがニューデリーで開催された際、インドは首脳宣言の全会一致での採択に漕ぎ着け、G 20議長国としてのリーダーシップを遺憾なく発揮したが、このことはインドがこれまでの地域大国から脱皮し、新たにグローバル大国へと変貌しつつあることを示したものと見えよう。

インドは、独立後、民主主義体制を堅持しつつ、経済発展の実を挙げてきた国である。米中対立という地政学的構図が鮮明になる中、インドの今後の台頭をいかに読み解くべきか、本稿はインドが依拠する民主主義体制と戦略的自律、友好国ロシアを含む主要四カ国との二国間関係、さらにはG 20サミットで展開された対グローバルサウス外交を点検しつつ、検討しようというものである。

民主主義体制下での経済発展

インドの国是…議会制民主主義

一九四七年に独立を達成して以来、インドは一貫して議会制民主主義を堅持し、今日に至っている。軍部のクーデターなどは一切なく、総選挙を通じて政権交代がなされるという民主主義のルールが貫徹している。これまで一九回に及ぶ総選挙が実施されてきた中で、政治的腐敗や不正選挙の横行は往々にして指摘されることはあっても、不思議と選挙結果を覆すような泥仕合には遭遇していない¹⁾。

インドの民主主義体制が生半可なものではないということは、インド憲法の制定からも窺われる。憲法制定会議は独立前年の一九四六年一二月に設置され、その後三年有余の期間を経て草案が準備され、最終的にインド憲法が制定・施行されたのは五〇年一月であった。世界一長いとされるインド憲法（全三九五条）の起草に大きな貢献をしたのが、起草委員会委員長として、独立後、初代法務大臣を務めた不可触民出身のアンベードカルという人物であった。

インドではすでに独立以前、一九三五年統治法に基づいてイギリス直轄州において州議会選挙が実施されていたという経緯がある。インド憲法の制定に伴い、新たに議会（下院）、州議会、地方公共団体で選挙が実施されることになったが、民主主義体制の確立はまさしく独立インドの悲願であるとともに、大きな賭けでもあった。第一回総選挙が実施された際、当時三億六一〇九万の人口中、一億六〇〇〇万に上る有権者名簿が困難を極めながらも作成された。不正選挙に防止すべく、総選挙の実施は憲法によって中立性と独立性が担保された選挙管理委員会の一手に委ねられ、多数の治安部隊や官庁からの出向者が動員されるのが常となっている。第一回総選挙は五一年一〇月から五二年二月にかけて六八回に分けて投票が実施され、投票率は四五・八%を記録した²⁾。当時、選挙民の八五%が文盲であったため、投票に際しては投票用紙に記載されている候補者の名前と政党シンボルにスタンプを押す方式が採用された³⁾。その後、紙ベースの投票方式において投票用紙の盗難や同一人物による複数回の投票といった不正が横行したことに伴い、二〇〇四年の総選挙より電池駆動の電子投票機が各投票所で活用されている。

何故、インドに民主主義体制に定着するようになったのか。その大きな理由は、インドが途方もなく多様性を包含していた社会であったためでもある。独立以前には州の前身として五〇〇以上の藩王国が存在していたこともあって、州レベルでの独自性が強く、さらには憲法によって州政府に多大な権限が付与されている。そのため全国一律の権威主義的な統治方式の適用はインドにはそぐわないということになる。たとえ決着するまでに時間を要するにせよ、結局、選挙を通じた民主主義的ルールを適用する以外、他に折り合いが見つかる方法が見当たらないというのがインドの実情といえよう。

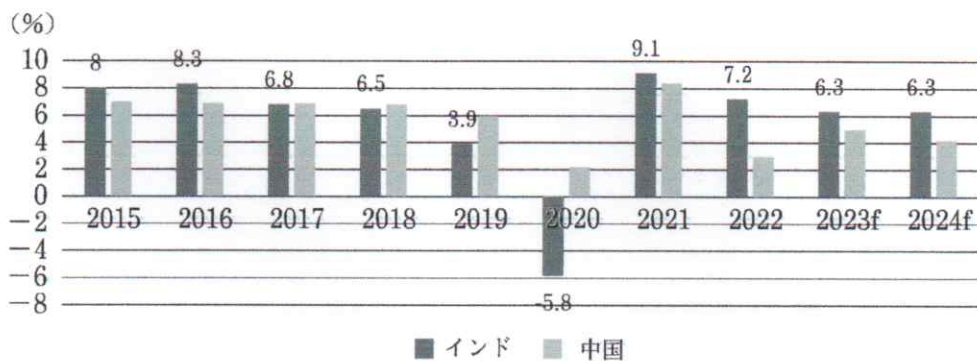
インド型発展の特徴

独立後、インドは公共部門優位の原則の下で民間部門に対しては広範な経済統制が適用されるという混合経済体制の下に置かれることになったが、一九五〇年代から八〇年代を通じて、経済成長は三・五%前後の控えめな水準（ヒンドゥー成長率）に甘んじる結果となった。その間、緑の革命を通じて食糧自給が達成されたものの、やがて経済活動全体が沈滞化し、九〇年前後の国内外の環境激変に立ち往生する中、九一年七月に経済改革が導入

され、新たな局面を迎えることになった。経済成長を達成したアジアの多くの国々では、一時期にせよ、何らかの権威主義体制の下で成長優先の政策が叫ばれる開発独裁を経験したのに対して、独立後のインドでは一貫して民主主義体制が堅持される中、タイムラグを伴いつつも、新たな高レベル経済成長が実現される運びとなった。

経済改革の下で国内の規制緩和と同時並行する形で対外志向型政策が採用され、貿易や直接投資の自由化が推進された。新興財閥の台頭を含めて、企業間競争がやかに活発化し、インドは新たな経済的拡大を遂げるようになった。現在、インドは鉄鋼生産で日本を抜いては世界第二位、自動車生産台数ではドイツを抜いて世界四位であり、世界有数の製造業の規模を誇るまでになっている。しかしながら九〇年代以降、経済改革の下で経済的拡大の牽引役を担ったのはIT産業（ソフトウェアサービス及びビジネス・サービス）、通信、銀行・保険といったサービス部門であった。とりわけインド経済の新しい顔として台頭したのがIT産業であり、理工系人材と英語に堪能な人材を豊富に排出できるというインドの利点を生かしつつ、グローバル化の潮流に乗じて成功した典型例である。

図1 印中両国の GDP 成長率



(注) 2003年、04年は予測値である。
 (出所) IMF, *World Economy Outlook*, October 2023

こうしたサービス部門主導型発展の下で、インドは一九九〇年代には五%台、さらに二〇〇〇年代は七%台の高レベル成長を示してきた。新型コロナウイルスの断行は全土封鎖の断行、感染者の爆発的増加などで経済活動は大きな打撃を蒙ったものの、その最中の二〇二〇年五月には野心的な「自立したインド（インド自立化）ミッション」が発表され、製造業振興を目標とした生産連動型イ

ンセンティブ（PLI）スキーム、デジタル公共インフラの推進、大型インフラ開発、グリーン成長戦略など、中長期的な成長を見据えた一連の政策措置が導入された。昨今、インドは中国に勝るとも劣らない成長を示しており、今後ともそうした力強い成長は期待できる見込みである（図1）。

民主主義の成熟度とその課題

それではインドの民主主義それ自体、その成熟度はいかなるものであろうか。この問題を検討する上で注目されるのが、二〇一二〜二二年の期間を通じて、国別の民主主義の完成度についてスコアリングをした英国エコミック・インテリジェンス・ユニット（EIU）の調査結果である（図2）。EIUの民主主義指数は、「選挙プロセスと多元的共存」、「政府の機能」、「政治参加」、「政治文化」、「市民的自由」の五項目から構成され、一〇点満点でスコアリングされる。二二年現在、インドの民主主義指数の総合スコアは七・〇四であり、一六七カ国中、四六位の順位にある。民主主義指数（総合スコア）に応じて、各国の政治体制は「完全民主主義」（二四カ国…スコア八以上）、「欠陥民主主義」（四八カ国…スコア六〜八未満）、

図2 インドの民主主義スコア：EIUの民主主義指数（2012～22年）



(出所) The Economist Intelligence Unit, Democracy Index (various issues)

「ハイブリッド体制」（三六カ国…スコア四〜六未満）、「独裁体制」（五九カ国…スコア四未満）に分けられる。総合スコアが七・〇四ということ、インドは「欠陥民主主義」に該当する。ただし「選挙プロセスと多元的共存」のスコアでは、インドは八・六七という高い値を示している。ちなみに日本は総合スコアが八・三三（一六位）

であり、「完全民主主義」に該当する一方、米国の場合、総合スコアが七・八五であり、「欠陥民主主義」に該当する。さらにロシア、中国については、それぞれ総合スコアが二・二八（一四六位）、一・九四（二五六位）であり、いずれも「独裁体制」に該当する。

インドの民主主義について留意されるべきは、インドの民主主義指数がインド人民党（BJP）のモディ政権が成立した二〇一四年をピークにして、その後二一年、二二年に若干持ち直したものの、全体して明らかな低下傾向を示していることである。このことは、モディ政権の下でヒンドゥー・ナショナリズム色の濃い政策が前面に打ち出されるようになったことと軌を一にしている。一九年に第二次モディ政権が成立した際、第一次政権の場合とは異なり、与党BJPが上院でも過半数に手が届きそうな政治的に有利な状況が形成された。そうした中で、モディ政権が真っ先に実施したのが、イスラム教徒が多数派を占めるジャムムー・カシミール州に特別自治権を付与していた憲法三七〇条、三五条Aの撤回、さらには一四年末までにバングラデシュ、パキスタン、アフガニスタンからインドに流入した移民者のうち、イスラム教徒を除く移民者のみに国籍を付与するという「改定

国籍法」の制定といったヒンドゥー・ナショナリズムを前面に打ち出した政策措置であった。

インド憲法の前文にも示されているように、インドは世俗国家を国是としているが、このことは国家が特定の宗教に肩入れしないことを意味するものである。上記二つの政策措置のうち、とりわけ後者については、世俗主義の観点から見ても明らかに大きな後退といえる。今後、モディ政権下においてインド政治の基盤をなす世俗主義と政治的分権化がどこまで担保されるのか、その政治手法が注視されることである。

戦略的自律と全方位外交

非同盟外交から戦略的自律へ

独立以前、インドは二〇〇年近くの長期にわたってイギリスの植民地支配という苦い経験を味わわれるとともに、第一次世界大戦の頃よりガンディーらを中心とした独立運動が粘り強く展開された末、ようやく第二次世界大戦後になって念願の独立を手に入れたことができた国である。そのためインドでは他国に従属しない「一国の独立」という考え方が極めて重要視される傾向にある。

インドが独立を達成した一九四七年当時、世界はすでに冷戦時代に突入していた。そのため初代首相ネルー（外務大臣、計画委員会委員長を兼任）の下でインドが掲げた外交の基本方針は非同盟外交であった。非同盟運動は、米ソ両陣営が支配する国際情勢の中で、新興国の独立と主権を守るべく、ネルーを中心とする第三世界のリーダーによって提唱されたもので、そもそも非同盟という用語は五三年の国連にてインド代表によって最初に用いられたとされる。

非同盟運動が国際的な注目を集めたのは、一九五五年のバンドン会議（日本を含めて二十九カ国が参加）であった。上記会議は発展途上国の手による最初の国際会議（アジア・アフリカ会議）であり、スカルノ、ネルー、チトー、ナセル、エンクルマなど第三世界の主要リーダーが一堂に会し、反植民地主義、軍縮、一次産品問題などが討議された。その後、非同盟運動が盛り上がる中、六一年にベオグラードで第一回首脳会議が開催された。

独立後、インドでは混合経済体制の下で、国内産業の保護に重点を置いた内向きで閉鎖的対外政策が実施されたが、次第に世界経済の潮流から遠ざかり、経済活動の停滞を招くに至った。最終的に国内外の要因が絡んで経

済的危機を迎える中、IMF・世界銀行の支援の下で一九九一年に経済改革を導入する結果となった。それ以降、グローバルゼーションの潮流と向き合いつつ、経済的拡大を図るという対外向型の経済開発が打ち出されるようになった。九二年にはルックイースト政策が提唱され、世界経済の成長センターである東アジア（とりわけゲートウェイとしてのASEAN）との貿易、投資面での関係拡大が目指された。その後ルックイースト政策は二〇一四年にアクトイースト政策へと名称変更され、戦略的關係やコネクティビティ強化をも視野に入れた関係拡大が目指されるようになった。

全方位外交の展開

ところでルックイースト政策が提唱されつつも、基本的にインドでは全方位的な対外経済関係の拡大が目指されていることに留意する必要がある。こうした実態は、インドの貿易先の地域別構成に反映されている（図3）。さらに包括的経済協力協定（CECA）、包括的経済連携協定（CEPA）など現在、インドが締結しているFTA（自由貿易協定）は二国間ベースでは日本を含む九カ国、さらに多国間ベースでは南アジア地域協力連合（SAA

図3 インドの地域別貿易額 (2022年度)

(10億ドル)

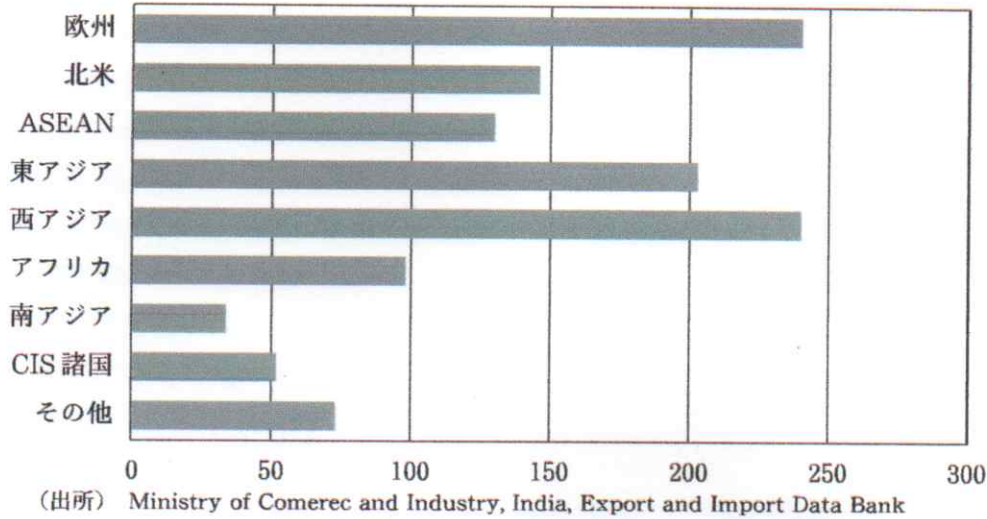


表1 インドの貿易協定

国/国グループ	タイプ	調印	発効
スリランカ	FTA	1998年2月	2000年3月
タイ	FTA	2003年10月	2006年9月
シンガポール	CECA	2005年6月	2005年8月
SAARC	FTA	2004年1月	2006年1月
韓国	CEPA	2009年8月	2010年1月
ASEAN	CECA	2009年8月	2010年1月
マレーシア	CECA	2011年2月	2011年7月
日本	CEPA	2011年2月	2011年8月
モーリシャス	CECPA	2021年2月	2021年4月
アラブ首長国連合	CEPA	2022年2月	2022年5月
オーストラリア	CECA	2022年4月	2022年12月
イギリス	FTA	交渉中	
EU	FTA	交渉中	
イスラエル	FTA	交渉中	
ニュージーランド	CECA	交渉中	
ペルー	FTA	交渉中	
カナダ	FTA	交渉中	

(注1) 特惠貿易協定 (PTA) は除く。

(注2) FTA=自由貿易協定、CECA=包括的経済協力協定、CEPA=包括的経済連携協定、CECPA=包括的経済協力連携協定。

(出所) インド商工省、その他資料。

RC)、ASEANの二つの地域機関に及び、特惠貿易協定(PTA)を含めれば、世界の五〇カ国以上がカバーされている(表1)。さらに現在、二国間ベースではイギリスを含む五カ国、多国間ベースではEUとの間でFT

Aを交渉中である。こうした状況を踏まえると、インド外交のスケールは従来の非同盟外交の枠を大きく超えており、近年、その基本方針は非同盟外交ではなく、戦略的自律にあるとされる^⑦。

インドがすでに非同盟外交から大きく乖離していることは、すでに上海協力機構（SCO）やクアッドなどの地域協力組織に加盟し、戦略的提携を形成していることから明らかである。その地理的宿命からして、インドはユーラシア大陸国家とインド太平洋国家の両方の側面を有している^⑧。必然的にインドから見て、SCOはユーラシア国家としての戦略的提携であり、クアッドはインド太平洋国家としての戦略的提携である。SCOはユーラシア一帯の安全保障の確立を目指した地域協力組織であり、上海ファイブ（中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン）を前身として、二〇〇一年にウズベキスタンの加盟に合わせて設立された。インドはパキスタンと同時に一七年より正式メンバーとなり、その後イランも正式メンバーに加わった。SCOが一枚岩ではないということは、一八年の青島での首脳会議で署名された共同声明では、一帯一路を支持する箇所^⑨にインドの国名が入っていないことから窺われる。実際、今年七月、イ

ンドで開催された首脳会議は対面ではなく、ビデオ会議という形となり、SCOへのインドのコミットがやや腰が引けているとの印象を与えていた。

他方、自由で開かれたインド太平洋の枠組みを維持強化すべく、ソフトな安全保障メカニズムの構築を目指した四カ国戦略対話（クアッド）が二〇一七年に再出発したが、インドは当初より日米豪三カ国と並んでその正式メンバーである。インドは日米豪三カ国とは同盟関係にはないものの、それぞれ個別に「2+2」対話を開始しており、安全保障、経済の両面で関係を深めている。インドにとって米国は最大の貿易相手先であり、米印間では後述のように広範な戦略的関係が着実に構築されつつある。サプライチェーンが中国に大きく傾斜していることを踏まえて、二〇一九年九月には日印豪間でサプライチェーン強化イニシアティブが立ち上げられた。インドは国境問題を含めて中国との間で対立を深めている中、中国の政治、経済、軍事面での一方的な台頭にいかに向止めを掛けるのか、という点で日米豪三カ国と利害を共にしており、戦略的自律を堅持しつつも、クアッドに軸足を徐々に移しつつある状況にある。安全保障と経済的利害が融合する地政経済的な取り組みが強化される中で、長

期的成長が見込まれる民主主義大国インドの関与は、インド太平洋の安全保障と経済的繁栄を確保する上で不可欠とされる。

主要三カ国（米・中・日）との二国間関係

米印関係

独立後、インドと主要国との二国間関係については、後述のロシア（旧ソ連）との関係は一貫して良好であり、今日に至っている。一方、冷戦時代、米国はインドにとって旧宗主国イギリス、旧ソ連と並ぶ主要な貿易相手先であり、さらに一九八六年に日本に取って代わられるまでは最大の対印援助供与国でもあった。しかしながら米国は印パ両国に対して等距離外交を展開しつつも、反共国家であるパキスタンに肩入れしていた。白黒をはっきりさせることを信条とする米国からすれば、米ソ両国から援助を受け入れるインドの中立交渉の姿勢は分かりづらいものとされた。第三次印パ戦争（七一年）の際、米国は対パ支援の姿勢を鮮明し、インドに対して軍事的に牽制する行動を示したため、インドを対ソ関係重視の方向に追いやる結果となった。

しかしながら冷戦体制の崩壊に伴い、旧ソ連が解体し、米国が唯一の超大国として躍り出るにつれて、反共同盟としてのパキスタンの重要性が低下するようになった。折しもインドが一九九一年に経済改革を導入し、経済開放に大きく踏み出したことを契機として、米国は人口大国インドに新たなビジネス展開先としての可能性を見出し、対印重視の姿勢を鮮明にするようになった。実際、九〇年代以降、米国で勃興したIT革命にはシリコンバレー在住のインド系エンジニアや起業家が大きく関わっており、米国企業のITサービスのインドへのアウトソーシングが顕著に拡大するようになった。さらに九二年以来、安全保障分野においても毎年米印共同でマラバール海軍演習が実施されてきており、二〇一七年より日本、さらに二〇年よりオーストラリアが参加するようになった。

一九九八年六月に印パ両国が核実験した際、米国は対印制裁を発令したという経緯があるものの、二一世紀以降、両国間の戦略的提携は着実に強化されつつある。米印間の戦略的関係を前進させる上の障害を除去するという意味で画期的であったのは、二〇〇八年にブッシュ政権がNTP非加盟国であるインドとの原子力協力を例外

的に認める印米原子力協力協定の制定に漕ぎ着けたことである。その後、米印間では一二年に「国防貿易・技術イニシアティブ」が打ち出され、一八年には「通信互換性及び安全保障協力 (Comcasa)」が締結された。

米印関係緊密化に向けての新たな動きとして刮目されるのは、二〇二二年五月、米印両首脳間で「重要・新興技術に関する米印イニシアティブ」(iCET)が打ち出されるとともに、二三年一月、両国の国防担当責任者の間でその具体的な方向性が明示されたことである。iCETではイノベーションのエコシステム、国防イノベーション・技術協力、強靱な半導体サプライチェーン、宇宙、STEM (理工系) 人材、それに次世代通信の分野での協力などが謳われており、その具体的な事業内容は、二三年六月にモディ首相が国賓として訪米した際の共同声明に盛り込まれた^①。とりわけ注目されるのは、①戦闘機用の最先端GEF414ジェットエンジンのインドへの技術移転と共同生産、②マイクロン・テクノロジーによるグジャラート州での半導体(組み立て・検査)工場
の立ち上げ、といった極めて戦略的クリティカルな事項が共同声明において確認されたことである。

印中関係

独立後、一九五〇年代を通じて、インドは極めて友好的な対中外交を展開していた。長年、植民地支配に晒されてきた経験からして、西洋列強への対抗軸として、ネルーが印中両国のリーダーシップの確立に強い期待を抱いていたためである。事実、インドは非共産圏の中において、中華人民共和国を最初に承認した国であり、五四年にはネルーと周恩来の間で平和五原則が合意され、印中両国は一時的に蜜月の時期を迎えた。当初、インドは中国のチベット侵攻に対して融和政策で対応していたが、ダライラマ亡命政府を受け入れたことで中国側の態度を硬化させた。六二年の中印国境戦争でインド側は敗北を喫し、その後印中関係は長らく冷えこむ結果となった。

パキスタンに勝るとも劣らない仮想敵国として、安全保障の面での対中警戒論は維持されながらも、二一世紀以降、他方では実利主義の観点から中国との経済的關係はむしろ積極的に歓迎された。その結果、携帯電話をはじめとして中国製品はインド市場に幅広く浸透するようになるとともに、再生エネルギー、eコマースの分野でも中国企業の対印進出は活発化した。その結果、対中赤字の一方的な拡大を伴いつつも、中国はインドにとって

最大の貿易相手国にまでに躍り出るようになった。その後二〇一七年六月～八月にはブータン国境付近のドカラ（三方国国境合流地点）で両軍が対峙する事態が生じた際には、国内の一致した世論を背景にインド側は毅然とした対中政策に貫く一方、その後、相互訪問を通じて二度にわたる首脳会談を実施するなど関係回復にも努めた。

ところが二〇二〇年六月、カシミール地域のガルワン溪谷（ラダック東部）で両軍が衝突し、インド側に二〇名の犠牲者が生じるに及んで、反中ナショナリズムが一挙に巻き起こす結果となり、産業界も含めて中国製品や中国の対印投資をボイコットする動きが広がった。すでに同年四月には中国企業の対印投資はすべて政府の認可が必要とされる規制対象とされていたが、新たに同年六月にはTITTONを含む五九種類の中国製アプリの使用禁止が発表された。その後も同年九月には一一八種類、さらに同年十一月には四三種類の中国製アプリの使用禁止の措置が追加された。また中国製品を覗んだ輸入規制を強化すべく、規格基準の設定、さらにはASEAN経由での流入抑制のための原産地基準の見直しなど、様々な手段が講じられるようになった。ガルワン溪谷での軍事衝突は、それまでの首脳会談を通じて培われた信頼関係

をご破算にさせることになり、中国側にとって戦略上の大きな誤算であったといえる。

日印関係

日本はすでに植民地支配下のインドとの間で重要な経済関係を形成しており、その経緯からして、両国は本来的にナチュラル・パートナーとしての間柄にある。明治以降、日本は繊維産業を軸に経済的近代化を図ることに成功したが、それを可能にしたのがインド綿の安価な輸入確保であった。当時、日印間の航路は欧州P&Q社によって独占され、高額な運賃が設定されていたが、渋沢栄一とタタ・グループの緊密な協力に基づいて、その独占の弊害を打破し、一八九三年のボンベイ航路開通に漕ぎ着けたことは、ナチュラル・パートナーとしての日印関係を象徴するものとして特筆される。また第二次大戦後、日本は戦後復興の切り札として傾斜生産方式の下で石炭と並んで鉄鋼生産の拡大を優先させたが、当時、鉄鉱石の有力な輸入先として重要な役割を果たしたのが独立直後のインドであった。

インドは欧米の立場に安易に同調せず、その歴史的文明観に基づいた独自の主張を貫くという姿勢は、第二次

大戦直後の対日外交にも遺憾なく反映されている。その

一つの事例は、極東国際軍事裁判で示されたインドのパール判事による日本人無罪論である。パール判事は国際法学者としての観点から判事一人中での唯一被告全員の無罪を主張したが、そもそも、これまで歴史上、戦争をしたという理由で裁判にかけられた例はなく、さらに報復という政治目的を達成するための裁判は公平ではないというのがその論拠である。さらに彼は、どの被告人も残忍な戦争を進んでしようと企んだ者はおらず、その近いものがあるとすれば、連合国が原子爆弾を使用したことであると主張した。もう一つの例は、一九五一年九月のサンフランシスコ平和条約で日本は主権を回復し、連合国との戦争状態が終結されたが、インドは同条約に調印せず、別途、五二年六月に日印平和条約を締結したことである。インドがサンフランシスコ平和条約に賛同しなかったのは、(1)米軍の日本残留が引き続き認められということ、(2)完全な独立の原則に反していること、(3)沖繩や小笠原諸島は日本に速やかに返還されるべきであるにもかかわらず、米国の信託統治下に置かれることになったこと、などがその理由とされており、インドが「二国の独立」について厳格な姿勢で臨んでいたことを

窺わせている。

インドは一九五八年に開始された日本のODAの最初の供与先であり、また二〇〇四年以来、連続して日本のODAの最大の供与先でもある。日本が先進国入りして以降、貿易面をはじめとして、経済関係拡大に向けての取り組みべき課題が多く残されている中、日本はインドのインフラ開発に深くコミットしているとともに、インドは開発パートナーとしての日本に高い期待を寄せている。他方、日本にとっても、今後の成長戦略を描くためにも、インドとの関係拡大は重要とされる。目下、日印関係の特徴として注目されるべきは、経済のみならず、安全保障の分野でも連携強化に向けた枠組みが着実に形成されつつあることである。

二〇〇六年に「日印戦略的グローバル・パートナーシップ」が形成されたことを皮切りに、首脳会談の毎年開催が約束され、〇八年には「日印安全保障協力宣言」が打ち出され、「2+2」対話が始まった。さらに一四年には両国関係は「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に格上げされた。その後、両国間では一五年には「防衛装備品・技術移転に関する協定」、秘密軍事情報保護のための秘密保持に関する協定¹²⁾、さらに二〇年に

は「物品役務相互提供協定（ACSA）」が締結された。昨今、日印間の安全保障協力は、上記の二国間レベルのみならず、クアッドの枠組みを通じても重層的に強化される傾向にある。

インドから見たロシアの重要性

かたや民主主義、かたや社会主義という体制上の違いはあるものの、冷戦時代を通じて、インドにとって旧ソ連は経済、安全保障の両面で頼りがいのある重要な友好国であった。とりわけ一九五〇年代から六〇年代前半にかけては、ネルー型開発方式に基づいて、重工業を含む経済の近代化を国家主導の下で大々的に推進することが強調されたという経緯がある。ネルーはソ連型開発方式に共鳴した人物である。旧ソ連に倣う形で、中国と同様、インドでも五カ年計画が導入され、第一二次五カ年計画（二〇一―一七年）まで続けられた。

対印支援という面でも、旧ソ連は西側諸国に引けを取らない足跡を残している。旧ソ連はビライ製鉄所（一九五九年）、ボカロ製鉄所（七二年）の建設を通じて、イギリス、西ドイツに伍してインド鉄鋼業の近代化を支援す

るとともに、インド最大のクダンクラム原子力発電所（二〇一四年操業）の建設にも大きく貢献している。さらに旧ソ連の対印支援はインド工科大学（IIT）ボンベイ校（一九五八年設立）の設立にも及んでおり、注目値する。

独立以後、経済開発を進めていく上での良好なパートナーであったことに加えて、インドにとって旧ソ連の關係がとりわけ重要視されたのは、対米、対中關係に直結した安全保障上の理由からでもある。一九四七年に分離独立して以来、印パ両国が厳しく対峙する中、米国は反共国家としてのパキスタンに肩入れする傾向にあった。それが顕在化したのは、七二年の第三次印パ戦争時であった。同年三月、東パキスタンの独立運動をパキスタン軍が武力弾圧した際、一〇〇〇万人近い大量の難民がインドに流入するという事態となった。印パ両軍の衝突の可能性が高まる中、インドを睨んだパキスタン、米国、中国三国間との連携強化が図られた。そうした動きに対抗すべく、同年八月、印ソ平和友好協力条約が締結された。当時、中ソ両国が厳しく対立しており、上記条約を締結する上で印ソ両国の利害が一致していたのである。

インドは中国とパキスタンの双方に地理的に挟まれて

いるが、インドにとって最大の脅威を形成しているのは中国の方である。そうした中国への牽制として、インドにとって重要なのがロシアの存在である。ロシアとは対照的に、中国はインドの国連常任理事国入りや原子力供給国会議への加盟を強硬に阻止している。さらにはイスラム過激派集団ジャイシュ・エハムハンマド（Jem・ムハンマドの軍隊）の創始者であり、二〇〇一年一二月のインド国会襲撃、〇八年一月のムンバイ同時多発テロ、一九年二月のプルワナ襲撃事件（ジャンムー・カシミール州）を含む一連のテロ事件を引き起こしたパキスタン在住の主犯格のマスード・アズハールに代表されるテロリストについて、友好国パキスタンへの配慮からグローバル・テロリストとして認定することに常に反対している。そのため印中対立という構図の中、少なくともロシアが中国側に立たないよう確保しておくことは、インドの国益にとっての至上命令である。

ロシアがインドにとって重要な存在であるもう一つの理由は、ロシアはインドにとっての主要な兵器供給源になっていたことである。ロシアへの依存度は徐々に低下しつつあるとはいえ、二〇一六―二〇年の期間中、インドの兵器輸入額は一三二億ドルで、ロシア製が全体の四

九%を占めており、以下、フランス（二八%）、イスラエル（二三%）、米国（二%）が続いている（ストックホルム国際平和研究所）。ちなみに超長距離地对空ミサイルシステム「S-400」について、中国への対抗上、インドは一八年にロシアと六〇億ドルで購入計画を結んだ。インドがクアッドのメンバーとして、欧米寄りの姿勢を強めている中、これに対して米国は黙認する姿勢を示している。目下、ウクライナ紛争が展開される中、ロシア製兵器の性能への信頼に揺らぎがもたらされる一方、今後、そもそも部品も含めてロシアのインド向け兵器供給能力が著しく低下することは避けられないところである。

グローバルサウスをいかに取り込むか

G 20サミットとグローバルサウス

コロナ禍の洗礼、長引くウクライナ紛争、深刻化する気候変動の影響、引くに引けない米中対立などグローバルな問題が山積する中、二〇二三年九月九―一〇日、デリーでG 20サミットが開催された。インドにとってG 20サミットの開催は、地域大国からグローバル大国への脱皮を世界にアピールする上での絶好の機会であったとい

える。二二年一月にインドネシアよりG20の議長国の座を受け継いで以来、インドは国内三五都市でG20に係る二〇〇件以上の会議を開催し、ニューデリー・サミットに向けて議長国として入念に準備を進めていた。G20サミットを開催するに際して、インドが強く目指していたのは次の二点である。

その一つは、G20の場に「専制主義vs.民主主義」という対立図式が持ち込まれ、開発問題などグローバルサウスに係る主要議題が脱線させられることのないよう、あらかじめグローバルサウスの結束を図り、G20の場で「グローバルサウスの声」を強く反映させるということであった。そのため早くも二〇二三年一月には、「グローバルサウスの声・サミット」がオンラインで開催され、意見調整が図られた。ちなみにインドから参加を呼びかけられたのは一二五カ国の途上国であり、新興国（BRICS）、それに宿敵パキスタンは含まれていなかった。もう一つは、「世界は家族」、さらには「一つの地球」、「一つの家族」、「一つの将来」というウパニシャッド哲学に流れを汲むインドの伝統的な文明観を提唱しつつ、持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動問題など地球規模の重要テーマに向き合い、その問題解決に向けて

の道筋を提示しようというものであった。

デリー・サミットで発表された首脳宣言は全八三パラグラフから構成される長大なものであり、議長国インドの尽力によって異例にも会合初日に全会一致で採択された（表2参照）。ウクライナ紛争について、二〇二二年一月のバリでのG20サミットではゼレンスキー大統領がビデオ演説するとともに、全会一致ではないにせよ、首脳宣言ではロシアのウクライナ侵攻を非難する文言が盛り込まれた。他方、今年のデリー・サミットでは全会一致の原則が貫かれたため、首脳宣言ではロシアが名指しすることは回避されながらも、ウクライナ問題をめぐって領土獲得のための武力の行使と脅しは差し控えられるべきであり、核兵器の使用や脅しは認められないとの文言が採択されたものの、ウクライナ側を落胆させる結果となった。

今回、首脳宣言の主要議題にはSDGs（持続可能な開発目標）、グリーン開発、デジタル公共インフラ、ジェンダー平等、国際金融機関改革など広範なテーマが含まれているが、その中でも特筆されるべき内容として、次の四点を挙げることができる。第一に、インドがG20議長国としての立場で腐心したのは、G20でのグローバルサ

表2 G20 ニューデリー首相宣言のポイント

<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一つの地球，一つの家族，一つの将来」 ・国連憲章に沿って，すべての国は領土獲得のための武力での威嚇や武力行使を慎まなければならない <p>力強く，持続可能，均衡的，包摂的な成長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTOを中心に据えてのルールに基づいた公正，開放的，包摂的，多角的な貿易体制は不可欠。 ・スタートアップ，中小零細企業は成長のエンジン <p>SDGsの進展加速</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「SDGs 進展加速に関する G20 2023 行動計画」の有効かつタイムリーな履行に向けての共同行動 ・WHOを中心にしたグローバル保健アーキテクチャーの強化 <p>持続可能な未来のためのグリーン開発合意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気温上昇を産業革命前の 1.5 度以内に抑える ・持続可能な発展のためのライフスタイル (LiFE) ・2030 年までに再生可能エネルギー規模を 3 倍に，エネルギー効率を 2 倍に拡大 ・2030 年までに途上国では NDCs を達成するために，5.8-5.9 兆ドルが必要 <p>21 世紀の国際機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際開発金融機関 (MDS) の資金調達と融資の拡大 ・MDS の意思決定における途上国の発言力の拡大 ・低所得国の債務脆弱性に取り組むことの重要性 <p>技術革新とデジタル公共インフラ (DPI)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DPI は全社会的規模でのサービス提供を可 	<p>能にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドは中低所得国での DPI 活用を積極的に支援 ・中央銀行デジタル通貨導入をめぐる議論を歓迎 ・安全で強靱なデジタル・エコシステムの促進 ・AI のガバナンスに関する国際協力と議論を推進 <p>国際課税制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルで公正な 21 世紀型の課税制度を支援 ・グローバル財源浸食防止 (GloBE) 提案を支持 <ul style="list-style-type: none"> * 第 1 の柱：源泉地課税 (巨大多国籍企業が対象) * 第 2 の柱：グローバルニマ課税 (15%) ・暗号資産報告フレームワーク (CARF) の早期実施 <p>ジェンダー平等と全女性のエンパワーリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性主導型開発の奨励 ・労働力参加格差是正のためのプリスペン目標を支持 <p>金融部門問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンバンキング金融仲介の脆弱性に取り組む上で，金融安定化理事会 (FSB) と基準策定機関 (SSBs) の活動を強く支持。 <p>テロリズム・マネーロンダリングへの対抗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる形態のテロ活動への非難 ・金融活動作業部会 (FATF) への支援 <p>より包摂的な世界の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフリカ連合の G20 への正式加盟を歓迎
--	---

(出所) G20 New Delhi Leaders' Declaration (New Delhi, India, September 9, 2023) より筆者作成

ウスの発言力をいかに高めるかという点であり、そのためにインドが特に力を注いだのはアフリカ諸国との結束強化であった。これまで G20 のアフリカからのメンバーは南アフリカ一か国でしかなかったが、今回、アフリカ連合 (AU) の 55 国が加盟 (G20 の新規メンバー) に加えることができ、これは大きな成果であった。

第二に、二〇一五年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている一七の目標を実現すべく、それに向けての動きを加速させることが強調されたことである。二三年六月にバラナシで開催された開発担当閣僚会議では盛り込まれた「持続可能な開発目標(SDGs)を進展加速させるべく、具体的な内容を伴ったG20 2023行動計画」が採択されたが、G20サミットの場でもそのまま再確認されることになった。

第三に、気候変動問題が引き起こす深刻な結末を回避すべく、気温上昇を産業革命以前に比べて一・五度以内に抑えるべきことが強調されたことである。そのためにも二〇三〇年までに世界全体の再生可能エネルギー規模の三倍への拡大が目指されるべきであること、温室効果ガスの国別排出削減目標(NDCs)を実現する上で三〇年までに途上国では五兆九〇〇億ドルが必要とされること、さらに五〇年までにネットゼロを達成する上で三〇年までにクリーンエネルギー技術のために年間四兆ドルが必要とされることが明記された。それに加えて、気候変動問題などに対応すべく、持続可能な発展のためのライフスタイル(LiFE)¹⁴⁾という考え方が提示された。

第四に、包摂的で持続可能な発展への流れを加速させる上で、全社会的規模で有効かつ効率なサービス提供を可能にするデジタル公共インフラ(DPI)の持つ重要性を指摘しつつ、DPIのグローバルな広がりにより一役買っているインドの取り組みが歓迎されたことである。実際、インドではデジタルID(アータール)を基盤として金融的包摂(銀行・金融サービスの普及)や直接便益移転(補助金の受益者本人の口座への振り込み)、さらにはスマホを通じて複数の銀行口座間での送金をリアルタイムで行うことができる決済システム(統合決済インターフェイス:UPI)が確立されている。実際、インドは貧困対策、さらには日常生活の便宜向上を図るという観点から、自らのDPIの実績に対して確かな手応えと自信を深めており、とりわけグローバルサウスを対象にしたDPIの普及支援には極めて意欲的である¹⁵⁾。

対グローバルサウス外交と穀物輸出禁止措置

中国は二〇二三年八月末にヨハネスブルクで開催されたBRICSサミットに習近平主席本人が出席し、その存在感をアピールした。しかしながら、その直後、ニューデリーで開催されたG20サミットには習主席は出席を見

送り、李強首相が代役を務めた。これまで中国はG20サミットには国家主席が出席することが恒例になっていたことからすれば、今回の習出席の欠席は異例であり、結果的にG20の場でのインドの発信力を一段と高めることになったことは明らかである。そうした中、今後、グローバルサウスの盟主の座をめぐる、印中間での罅迫り合いが一段と活発化する見込みである。

これまでインドの対グローバルサウス外交として大々的に展開されたものとして、ワクチン外交を挙げることもができる。世界の薬局を自負した形でのインドのワクチン外交は二〇二一年一月に開始され、その後、デルタ変異株による第二波の襲来に伴い、国内新規感染者の急増で一時的に新型コロナウイルスの海外向け供給は中断を余儀なくされたものの、同年中に再開された。二三年六月一五日現在、インドはグローバルサウスを中心とする一〇一カ国向けにすでに三億一二五万五〇〇〇回分の新型コロナウイルスワクチンを提供したという実績がある。

ここで検討されるべきは、世界有数の穀物輸出国としてのインドの対グローバルサウス外交のあり方である。二〇二〇年度から二二年度までの三年間、インドの穀物輸出は合計八五〇〇万トンに及び、そのうち七一％は米が

占めている。実際、〇一年度以降、インドは世界最大の米輸出国であり、二二年度には世界の米貿易（五五六〇万トン）の四割を占めるまでになっている。しかしながらインド政府は二二年五月の小麦の輸出禁止措置に続いて、同年九月には破碎米の輸出禁止措置、さらに二三年七月には非バスマティ米（米輸出全体の三割を占める）の輸出禁止措置を矢継ぎ早に導入した。ちなみに非バスマティ米については、その輸出先の五四％がアフリカ諸国で占められていることから、輸出制限措置がグローバルサウスの国々に与える打撃は少なからざるものがある。こうした輸出制限措置の発動が、G20サミット宣言で謳われたグローバル食糧安全保障の精神に悖るとともに、穀物輸出国としてのインドの信頼性を損ねることになるのは明らかである。

インドが小麦や非バスマティ米の輸出禁止措置という挙に出た直接的な理由は、異常気象による穀物生産への影響を懸念したためとされる。インド政府は消費者物価指数（CPI）の許容上限を六％（四＋／－二％）に設定している。そのためインフラ抑制の観点から最も留意されるべきは、CPIバスケットの四〇％弱を占める食糧価格の動向である。政府は農産物の市場価格が最低支

持価格(MSP)——政府が農民から購入する際に適用される価格——から大きく乖離しないよう、細心の注意を払っている。市場価格がMSPを上回ることになれば、公的配給制度⁽¹⁸⁾を維持するのに必要な穀物在庫を確保できなくなるからである。

インドは二〇二一年、二二年と二年続きの熱波に見舞われ、冬小麦の政府調達が二一年度の四三三〇万トンから二二年度に一八八〇万トンに激減した。それが引き金となって二二年五月に小麦の輸出禁止措置が実施された。しかし二三年二月には小麦の市場価格がMSPを上回ったため、インド政府は食糧公社の備蓄小麦の市場向け放出、さらには民間業者保有の小麦在庫の上限設定などを通じて、事態の打開を図った。天候不順が農作物に及ぼす影響は二三年の場合も同様であり、降雨量が例年になく低下し、早魃が懸念される中、六月から七月にかけてCPI上昇率は四・九%から七・四%、食糧CPI上昇率は四・七%から一〇・六%へと一挙に跳ね上がった。そのため同七月、インド政府は繊細で芳香なバスマティーを除く非バスマティー米の輸出禁止措置に踏み切り、併せてパルボイルドライスに対して二〇%の輸出税、バスマティーに対して最低輸出価格(一トン当たり二二〇〇ドル)

の設定という措置を講じることとなった。⁽¹⁹⁾

インドは有力な穀物輸出国であるにもかかわらず、穀物の輸出制限措置を発動するということの真意は公的配給制度を滞りなく機能させることにある。公的配給制度はインド国民の三分の二をカバーしており、それを維持することに高い政治的優先度が付与されているからである。ちなみに穀物在庫の維持という点では穀物輸入の活用という選択肢も考えられるはずであり、また輸出制限を導入する場合であっても、それに先立って輸出税の賦課から徐々にスタートさせるといふ選択の方がグローバルサウスに国々にとって負荷は軽減されるはずである。しかしながら異常気象が頻発し、作物栽培に及ぼす影響への懸念が高まるという昨今の状況下では、それによって直ちに穀物インフレの鎮静化をもたらすわけではないせよ、穀物輸出制限措置の発動は今後とも避けられない見通しである。

おわりに

二〇二二年八月一五日、インドは独立後七五周年を迎えた。この間、政権交代はすべて総選挙を通じてなされ

るといふ民主主義のルールが貫徹されるとともに、万全ではないにせよ、言論、出版、結社の自由も大方において確保されてきた状況にある。近年、ヒンドゥー・ナショナリズムを色濃く打ち出しているモディ政権下で、イスラム教徒に不利な政策措置が打ち出され、インドの国是ともされてきた世俗主義がやや後退してきていることはインドの民主主義にとって懸念材料であるものの、インドが日本とともにアジアを代表する民主主義国であることには変わりがない。

議會制民主主義と並んで、インドが依拠してきたもう一つの原理原則は「独立と主権」である。こうした姿勢は、一九五二年に日印間で国交が樹立された際、インドが日本の主権を一部制限した内容を含んだサンフランシスコ平和条約を善しとせず、別途、日印平和条約を締結したことにも表れている。冷戦体制下においてインドは非同盟外交を華々しく展開する一方、旧ソ連とは良好な関係を築いていた。冷戦体制の崩壊に伴い、インドが保護主義的な殻を打ち破り、積極的な対外志向型の経済政策を展開する中、インドの対外政策の基調は次第に戦略自律、全方位外交へと置き換えられるようになった。

インドはその地理的宿命からして、ユーラシア大陸国

家とインド太平洋国家の両面を持っており、それぞれ中ロ両国を中核メンバーとするSCOと日米印豪四カ国のクアッドという相異なる戦略的提携につながっているが、インドが軸足にしつつあるのはクアッドの方である。印中関係は一九六二年の国境戦争以降、長らく冷え込んだままであったが、二一世紀以降、実利外交が展開され、中国はインドの最大の輸入先となった。しかしながら二〇一七年のブータン付近での両軍対峙に続いて、新型コロナウイルス禍の最中の二〇年六月、ラダック東部で両軍が衝突し、インド側に死者を出すに及んで、インドの反中警戒モードは不可逆的なレベルに達しており、必然的にインドはその軸足をますますクアッドの方に寄せる結果となっている。

目下、インドの二国間関係で特に注目されるのは、米印関係の緊密化である。米印関係はとかく冷戦体制下ではごくしゃくする傾向にあったが、冷戦体制崩に伴う一九九〇年代以降、両国関係は経済、安全保障、人的交流の両面で着々と緊密の度を高め、今日に至っている。現在、インドにとって米国は最大の貿易相手先であると同時に、最大の移民先でもある。現在、米国在住の四百数十万ものインド系移民には大手IT企業のCEOを含む

多数の高度人材が含まれており、その一世帯当たり年収は米国平均の二倍近くに及んでいる⁽²⁰⁾。二二年五月の米印首脳間において安全保障に係る先端技術分野の幅広い協力関係の推進を謳ったiCETが打ち出されたことは両国間の安全保障上の信頼関係が極めて高まったことを示す証左であり、二三年六月にモディ首相が訪米した際の共同声明、さらには同年九月のG20サミット前日の米印首脳会談の際に共同声明⁽²¹⁾では、iCETの下で実現した一連の具体例が明らかにされている。

インドは新型コロナウイルスで一時的な挫折を余儀なくされながらも、中長期的な成長を見据えた一連の政策措置を果敢なく導入されており、今後とも持続的な高レベル成長を実現が見込まれる。一三年九月のG20ニューデリー・サミットでは、インドは議長国としてグローバルサウスとの結束を図りつつ、山積するグローバルな諸問題に向き合う上での全会一致でのサミット宣言のとりまとめに巧みなリーダーシップを発揮した。国内外で様々な課題を抱えながらも、インドは民主主義勢力の有力な一角として、グローバル大国に向けての足固めを着実にしつつある状況にある。

●注

(1) インドで議会制民主主義がしっかり根を下ろしていることの証左は、二〇〇四年の総選挙で与党BJP（インド人民党）政権が予想に反して国民会議派主導の統一進歩同盟に敗北した際、「BJPは敗北した。しかしインドの民主主義は勝利した」とのヴァジバイ首相の敗北の弁に端的に示されている。

(2) Anubhuti Vishnoi, "17 Elections & Counting: Making of Indian Democracy," *The Economic Times*, August 16, 2023
(3) Nandan Nilekani & Viral Shah, *Rebooting India: Realizing a Billion Aspirations* (Penguin Random house: India, 2015; Allen Lane: UK, 2016)

(4) インド型発展については、拙稿「2010年代のインド経済——攻めあぐむ経済改革の本丸」（堀本武功・村山真弓・三輪博樹編）「これからのインド・変貌する現代インドとモディ政権」（東京大学出版会、二〇二一年）を参照されたい。

(5) 新型コロナウイルスがインド経済に及ぼしたインパクト、さらにはインド政府の対応については拙稿「第2次モディ政権下のインド経済の動向と新たな挑戦」（国際貿易投資研究所『季刊 国際貿易と投資』、No.127、二〇二二年三月）を参照されたい。

(6) その後、発展途上国の間で新興工業地域、高所得石油輸出国、後発途上国など経済的利害を異にする幾つかのグループが台頭するという状況下にあっても、非同盟運動は二〇二〇カ国の参加を得て継続されており、二〇一九年にアゼルバイジャンで第一八回首脳会議が開催された。

(7) インド外交の詳しい展開については、堀本武功、「大国を指向するモディ外交」（堀本・村山・三輪編『前掲書』）を参照されたい。

(8) Hemant Krishan Singh and Arun Sahgal, "The Indo-

Pacific: A Realist Perspective," DPG Policy Paper, July 12, 2018 <https://www.delhipolicygroup.org/uploads/dpg/publication_file/the-indo-pacific-a-realist-indian-perspective-1105.pdf>

(9)一九九一年一二月、米国はバンングラデシュ(東パキスタン)独立を支援するインドを威嚇すべく、原子力空母エンタープライズをベンガル湾に派遣した。

(10)U.S. Embassy & Consulates in India," FACT SHEET: United States and India Elevate Partnership with the Initiative on Critical and Emerging Technology (ICET)", January 31, 2023 <<https://in.usembassy.gov/fact-sheet-united-states-and-india-elevate-strategic-partnership-with-the-initiative-on-critical-and-emerging-technology-icet/>>

(11)The White House, "Joint Statement from India and the United States," June 22, 2023 <<https://in.usembassy.gov/joint-statement-from-the-united-states-and-india/>>

(12)A・M・ナイル、『知られざるインド独立闘争(A・M・ナイル回想録)』、河合伸訳、風濤社、一九八三年、第30章

(13)同年七月、キッシンジャー国務長官が極秘裏にパキスタン経由で国交回復前の中国訪問を挙行し、翌七二年二月のニクソン大統領訪中のお膳立てがなされた。

(14)LIFEの価値観の中核をなしているのは持続可能な消費・生産パターンと炭素循環型経済である。それは気候変動緩和戦略や世代間公正を図るのみならず、生きとし生ける物の公正をも包含する考え方である (Sachin Chaturvedi, "LIFE, Resilience, and Values for Wellbeing," Development Cooperation Review, Vol. 6, No. 3, July-September 2023 <<https://ris.org.in/newsletter/dcr/2023/art-10.pdf>>

(15)Covid-19 ワクチン接種の際、インドは Co-Win というワクチン登録支援のポータルを活用し、一〇億回以上のワクチン接種もスムーズの行うことができたが、インドはそうしたワクチン接種管理や電子送金システム等でアフリカへの関与を広げつつある。

(16)その具体的内訳は、贈与：一五二万七〇〇〇回分、商業ルート：二億三四〇九万二五〇〇回分、COVAX：五二〇二万七〇〇〇回分である。 Vaccine Maitri: COVID-19 Updates <<https://www.mea.gov.in/vaccine-maitri.htm>>

(17)Ashok Gulati, Raya Das, Sanchit Gupta, and Manish Kumar Prasad, "Tackling Food Inflation: Is restricting exports and imposing stocking limits the optimal policy?", Policy Brief 15, September 2023, ICRIER <<https://icrier.org/publications/tackling-food-inflation-is-restricting-exports-and-imposing-stocking-limits-the-optimal-policy/>>

(18)インドでは二〇一三年に制定された全国食糧保障法(NFSA)に基づいて、全国三分の一(農村の七五%、都市の五〇%)の人々を対象に、毎月一人当たり五キログラムの穀物を安価に提供される公的配給制度が確立されている。さらに新型コロナ渦の救済措置として、「貧困者のための食糧保証計画」(PMGKAY)に基づいて、二〇年四月から二二年末までの期間中、八億人の貧困者を対象に二二年末までの期間中、毎月一人当たり五キログラムの小麦ないしは米が無料で支給された。

(19)小麦、非バスマティ米の輸出禁止措置は、かつて二〇〇八年度〜二二年度の期間中にも導入されたことがある。

(20)インド外務省のデータによれば、二〇二三年一〇月現在、非居住インド人とインド出自人(両親、祖父母、曾祖父母のいずれかがインドに生まれ、かつ居住していた者)を含む海外インド

系人の総数は三二二八・五万人に及び、移住先の第一位は米国（四四六万人）である。Ministry of External Affairs, India, 'Population of Overseas Indians', October 5, 2023 <<https://www.mea.gov.in/population-of-overseas-indians.htm>>。その中に米国在住のインド系移民の年間平均世帯所得は、一九年現在、一三万二〇〇〇ドルであり、米国平均六万六〇〇〇ドルの二倍に及んでいた。Mary Hanna and Jeanne Batalova, "Indian Immigration in the United States", Migration Policy Institute, October 16, 2020 <<https://www.migrationpolicy.org/article/indian-immigrants-united-states-2019>>

(2)二〇二三年九月の米印共同声明では、情報、監視及び偵察（ISR）能力の向上につながるゼネラル・アトミックス社の高高度長時間滞空型無人機（MQ-9B）三一機を新たに購入したことが謳われた。The White House, "Joint Statement from India and the United States," September 8, 2023 <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/09/08/joint-statement-from-india-and-the-united-states/>>

『海外事情』七・八月号の紹介

巻頭言／六月以降の海外事情研究所
 副題レポート「ブリゴジンの乱」に重大な謎
 佐藤丙午 名越健郎

新連載 外交の巨擘者①「インタビュ」知中派も中国との太いパイプも失われた日中外交の現在を憂う 谷野作太郎

第一特集Ⅱ中国の実力を解剖する
 持続的経済発展の課題
 米国の対中半導体規制と台湾有事
 核融合発電に向けた研究開発動向
 平野直樹・門間理良
 権力との共存を模索するアリババ
 芦川直子
 加谷珪一

第二特集ⅡASEANと日本の五〇年
 東ティモールのASEAN正式加盟に向けた諸課題
 ASEAN加盟国と民主化
 山田満
 阿部和美
 吉野文雄

ASEANと日本——経済関係の五〇年
 日本の核シェア——米国の拡大抑止をいかに確保するか——
 川上高司

私の一枚 予備自衛官生活一五年
 森 伸生
 荒木和博

イスラーム研究所だより／ハラル認証規格統一の難しさ
 国連に対する幻想／タジキスタンでの出来事Ⅰ
 高橋博史

Do☆危機機管理／夏季に増加する気象災害
 遠藤哲也
 国際安全保障協力の現場から／冷戦の終焉と国際貢献の揺籃期
 管見思考／台湾海峡問題の平和的解決はやはり有害
 番匠幸一郎
 政治家ムハンマド8／バドルの戦い前夜
 谷口智彦
 野村明史

※バックナンバーのご注文は、拓殖大学研究支援課（〇三―三九四七―七五九七）までご連絡ください。